

# いわき市耐震改修促進計画

い わ き 市

# 目 次

<b>第 1 基本方針</b>	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 耐震化を図る建築物	2
<b>第 2 建築物の耐震化の現状及び目標</b>	
1 想定される地震の規模、被害の状況	3
2 耐震化の現状	5
3 耐震改修等の目標の設定	6
<b>第 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b>	
1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針	6
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	7
3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	7
4 地震時の建築物の総合的な安全対策	7
5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	8
6 重点的に耐震化すべき区域の設定	8
<b>第 4 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及</b>	
1 地震ハザードマップの作成・公表	8
2 相談体制の整備	8
3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等	8
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	8
5 町内会等との連携	8
<b>第 5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等</b>	
1 耐震改修促進法による指導等の実施	9
<b>第 6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項</b>	
1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の実施	9
2 その他	9
<b>資料編</b>	

## 第1 基本方針

### 1 計画策定の背景

#### (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

- 平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。また、倒壊した建築物は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招いた。このとき倒壊した建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（以下「新耐震基準」これ以前の基準を「旧耐震基準」という。）に適合していない建築物であった。
- その後も宮城県北部連続地震、新潟県中越地震などが頻発している。また、福岡県西方沖地震は、大地震の発生の可能性が低いといわれていた地域で発生し、多大な被害をもたらしたことを考慮すれば、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。
- 政府の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を緊急かつ最優先に取り組むべきものと位置づけている。
- したがって、住宅・建築物を大地震の振動に対して壊れないようにすること、すなわち「耐震化」が、市民の多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的である。

#### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法：以下「法」という。）が制定され、その後、地震防災推進会議の提言を受け、平成17年に一部が改正された。主な改正の内容は以下のとおりである。
  - ① 計画的な耐震化の推進
  - ② 建築物に対する指導等の強化
    - ・ 道路を閉塞させる住宅等に指導、助言を実施
    - ・ 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加（従前は、百貨店、劇場など不特定多数利用の建築物が対象）
    - ・ 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
    - ・ 建築基準法による改修命令
  - ③ 支援措置の拡充
    - ・ 耐震改修支援センターによる耐震改修に関する情報提供等
- また、平成18年1月25日に国の基本方針が告示された。主な内容は以下のとおりである。
  - ① 耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的事項
  - ② 耐震診断及び耐震改修の実施の目標の設定に関する事項
    - ・ 住宅及び特定建築物の耐震化率 各々75%→90%（10年）
    - ・ 耐震診断 住宅 100万戸 特定建築物 3万棟（5年）
  - ③ 耐震診断及び耐震改修の実施について技術的指針となる事項
  - ④ 啓発及び知識の普及に関する基本的事項
  - ⑤ 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的事項

### (3)「福島県耐震改修促進計画」の策定

- 平成 19 年 1 月 25 日に福島県耐震改修促進計画が策定された。主な内容は以下のとおりである。
  - ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標（平成 27 年度）
    - ・ 住宅及び特定建築物の耐震化率について、現状の住宅 73.7%、特定建築物 60.8%を 90%とする。
    - ・ 県有建築物の耐震化率について、現状の 60.5%を 90%以上とする。
    - ・ 公的賃貸住宅の耐震化率について、現状の 86.6%を 100%とする。
  - ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
  - ③ 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及
  - ④ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等
  - ⑤ その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項
    - ・ 平成 19 年度までに、全ての市町村において「耐震改修促進計画」を策定することが望ましい。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、法第 5 条第 7 項の規定に基づき、国の基本方針、福島県の耐震改修促進計画を勘案して、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものである。
- 策定にあたっては、「いわき市地域防災計画（震災対策編）」を踏まえることとする。

## 3 計画の期間

- 本計画は、平成 19 年度から平成 27 年度までとする。

## 4 耐震化を図る建築物

- 市民は、自ら所有又は管理する建築物について、地震に対して安全性を確保するよう努力する必要がある。
- 本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に示すもののうち旧耐震基準により建設されたものを対象とする。
  - ① 住宅
    - 住宅は、市民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要であることから耐震化を促進する。
  - ② 特定建築物
    - 法第 6 条第一号に規定する特定建築物（多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの等：表 5 参照）
  - ③ 防災上重要建築物
    - 防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設に該当する非木造の建築物で、特定建築物に該当しないもの。（表 7 参照）

## 第2 建築物の耐震化の現状及び目標

### 1 想定される地震の規模、被害の状況

#### (1) 「いわき市地域防災計画」における地震の想定

○ 「いわき市地域防災計画」においては、その前提として3種類（内陸部2、海洋部1）の地震を設定しており、想定の結果、建築物等に対して以下に示す地震被害の発生が想定される。

##### ① 双葉断層地震

いわき市北東部の断層を震源とする双葉断層地震では、久之浜・大久地区から平地区にかけて最大震度6強の強い地震動があり、震源から遠い田人地区の一部を除いて震度5強以上の地震動が発生するものと想定される。

この地震により、建築物については、全壊・大破約 14,500 棟、半壊・中破約 22,000 棟の被害の発生が想定される。

##### ② 井戸沢断層地震

いわき市南西部の断層を震源とする井戸沢断層地震では、遠野地区、田人地区、勿来地区で最大震度6強の強い地震動があり、震源から遠い北部を除いて震度5強以上の地震動が発生するものと想定される。

この地震により、建築物については、全壊・大破約 8,000 棟、半壊・中破約 19,000 棟の被害の発生が想定される。

##### ③ 福島県沖地震

いわき市沖合で発生する福島県沖地震では、久之浜・大久地区から勿来地区の海岸平野にかけて最大震度6強の強い地震動があり、市内全域で震度5強以上の地震動が発生するものと想定される。

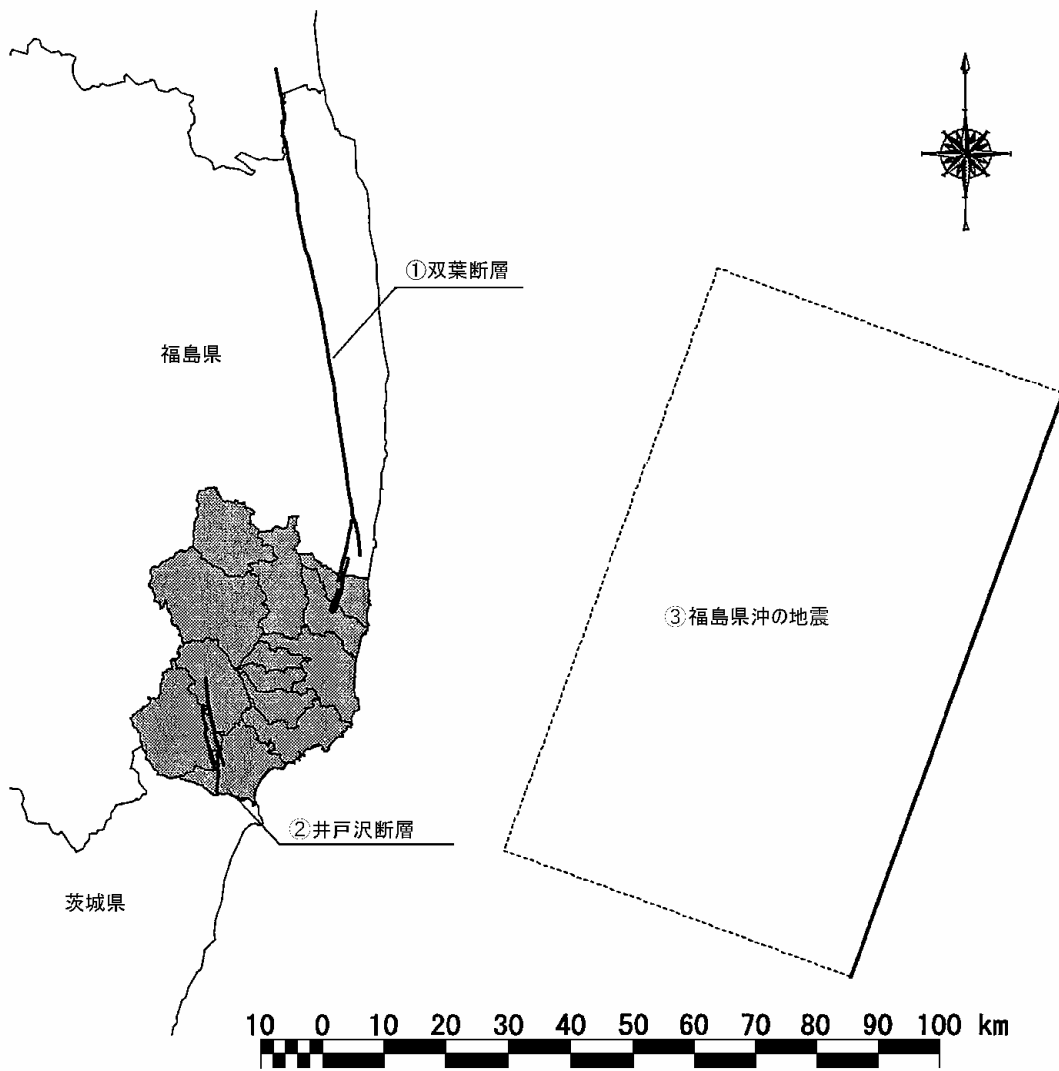
この地震により、建築物については、全壊・大破約 13,000 棟、半壊・中破約 20,000 棟の被害の発生が想定される。

表1 定量被害想定結果の概要 (いわき市地域防災計画・震災対策編 平成17年修正)

想定区分	双葉断層	井戸沢断層	福島県沖
想定地震	M7.0 長さ15km	M6.5 長さ10km	M7.7 長さ100km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強
全壊・大破	14,500 棟	8,000 棟	13,000 棟
半壊・中破	22,000 棟	19,000 棟	20,000 棟
死者	330 人	180 人	450 人
負傷者(重/軽)	820 人 / 16,000 人	620 人 / 12,100 人	850 人 / 16,500 人
避難者	72,300 人	50,700 人	74,500 人

図1 想定地震の位置

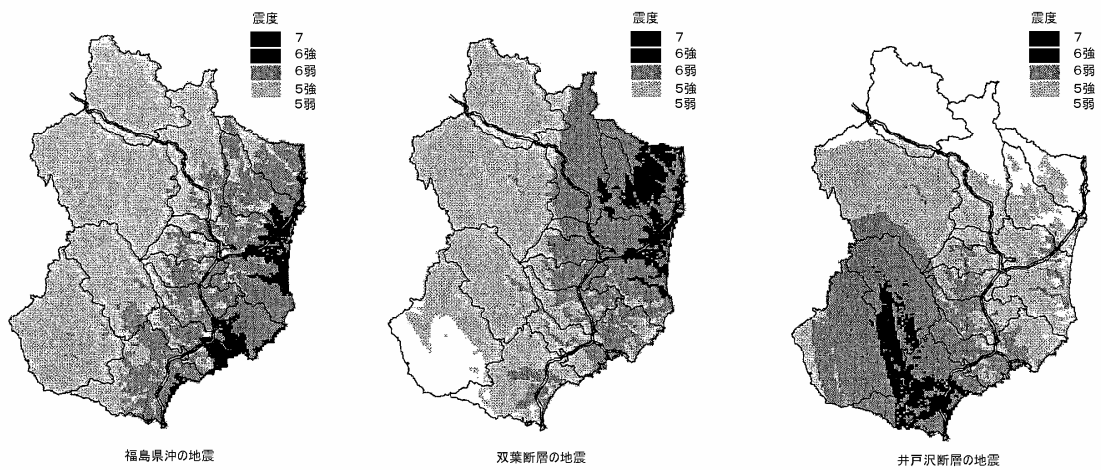
(いわき市地域防災計画・震災対策編)



■ 震源断層の位置と大きさ

図2 想定地震による最大震度分布

(いわき市地域防災計画・震災対策編)



## 2 耐震化の現状

### (1) 住宅

- 平成 15 年住宅・土地統計調査によると本市の住宅総数 124,280 戸のうち、約 89,360 戸 (71.9%) の住宅が耐震性能を有し、約 34,920 戸 (約 28.1%) の住宅の耐震性能が不十分と推計される。耐震性能が不十分な住宅は、平成 10 年の約 39,560 戸から平成 15 年の約 34,920 戸へと 5 年間で約 4,640 戸減少しているが、大部分が建替えによるもので、耐震改修によるものは 5 年間でも僅かに過ぎない。

### (2) 特定建築物

- 本市には、法第 6 条第一号に規定する特定建築物が、1,023 棟存在する。このうち 683 棟 (66.8%) の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、340 棟 (33.2%) については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がないために、耐震性能が不十分の可能性はある。
- 本市には、法第 6 条第二号に掲げる危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が 5 棟あり、このうち耐震性能を有している建築物は無い。
- また、法第 6 条第三号に掲げる地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が本計画に記載された道路（「福島県地域防災計画」の緊急輸送路に限る。）に接する建築物は 47 棟あり、このうち耐震性能を有している建築物は、2 棟である。

### (3) 防災上重要建築物

- 本市には、特定建築物を除く防災上重要建築物が、175 棟存在する。このうち 102 棟 (58.3%) の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、73 棟 (41.7%) については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がないために、耐震性能が不十分の可能性はある。

表 2 住宅の耐震化の現状

(平成 15 年住宅・土地統計調査による推計戸数)

区 分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年 以前の住宅 ②		住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有 住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性能有 ③				
住 宅	66,270	58,010		124,280	89,360	71.9
		23,090				

※住宅総数中、建設年度不詳分については、各々に按分した。

※平成 15 年度に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき、昭和 55 年以前の木造住宅のうち 33% を耐震性能有とした。

※昭和 55 年以前の非木造住宅のうち、昭和 46 年以前のは耐震性能がないものと見なした。

表3 特定建築物及び防災上重要建築物の耐震化の現状

(平成18年調査による棟数)

区分	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性能有 ③			
特定建築物 (法第6条第1号)	515	508	1,023	683	66.8
		168			
防災上重要建築物 ※	68	107	175	102	58.3
		34			

※防災上重要建築物には、特定建築物に該当するものは含まない。

### 3 耐震改修等の目標の設定

- 平成27年度までに死者数及び経済被害額を被害想定から半減(中央防災会議「地震防災戦略」)させる観点から、本市の住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の住宅71.9%、特定建築物(法第6条第1号建築物)66.8%、防災上重要建築物58.3%を平成27年度までに90%とすることを目標とする。
- また、耐震診断の結果、耐震性能がDランク(表8)と評価された建築物については、大地震により倒壊する危険性が高いばかりか、稀に発生する地震によっても建築物の地上部分が損傷する危険性があることから、優先的に耐震改修を進める必要がある。
- 耐震化率を90%とするためには、今後9年間で少なくとも住宅約2万2千戸、特定建築物約240棟、防災上重要建築物56棟について耐震化を進める必要があり、建替促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを早めることが必要になる。
- 住宅の目標の達成状況については、5年毎の住宅・土地統計調査の結果が公表されしだい速やかに分析、推計し検証する。また、特定建築物及び防災上重要建築物の目標の達成状況については、台帳の見直しにより、3年毎に検証し、耐震化の進捗状況等については、公表に努めることとする。

## 第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識を持って地震防災対策に取り組むことが不可欠である。
- 市は、住民に最も身近な公共団体であることから、地域において優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域を設定して、住宅をはじめとする建築物への支援策を構築するとともに、自治会等を通じた地域住民との連携により、即地的な取組みを行う。
- 公共建築物については、庁舎は被害情報収集や災害対策指示、学校は避難場所としての活用、病院は災害による負傷者の治療など、それらの多くが震災対策の拠点として活用される。このため、地震時の利用者の安全確保だけでなく、被災後の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性能確保が求められるとの認識のもと、公共建築物等の耐震化の促進については、率先して取り組み、特に、市有建築物については、耐震化の目標である90%を早期に達成するよう努めるものとする。

## 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

- 建築物の所有者等に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度や、国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用できる体制について検討し、建築物の耐震改修の促進を図るものとする。
- 県と県内金融機関は、相互連携して住宅政策を推進することを目的に平成18年9月15日に協定を締結し、耐震改修についても地域貢献の一環として金融機関が自ら金利優遇などの制度構築を進めている。市においても、こうした金融機関の優遇制度について広報を行うなど、連携して耐震改修の促進を誘導する。

## 3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

- 近年、耐震改修を名目とした悪徳リフォームが横行するなか、市民が安心して耐震改修を実施できるよう、市民への啓発活動や耐震診断・改修に関する技術者の支援を行う。
  - ① 市民への啓発活動
    - 新聞、市の広報誌、民間が配布する住宅関係雑誌などあらゆる広報媒体を介し、耐震診断と耐震改修を促進するための広報を行う。
    - また、建築関係団体その他が開催する市民を対象としたイベントにおいて積極的な広報活動を行う。
  - ② 耐震診断・改修の技術力の向上
    - 耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、建築関係団体等が主催する講習会への講師派遣に努める。

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ① 落下物対策
  - ・ 昭和60年4月17日付け建設省住防発第18号建築物防災対策室長通達の「落下物の実態調査及び改修指導実施要綱」、「窓ガラス等の落下物の調査要領」及び平成元年11月29日付け建設省住指発第442号建築指導課長通達「既存建築物における外壁タイル等の落下防止について」により、都市計画法第4条第1項に規定する都市計画に定められた容積率400%以上の地域内における建築物及び市の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難通路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のもの等を対象として、計画的に実施するものとする。
- ② ブロック塀等対策
  - ・ 建築基準法施行令に規定する構造基準により、市の地域防災計画において定められた避難場所に至る避難通路等に面する既存ブロック塀、石塀等（高さ120センチメートルを超えるものに限る。）を対象として計画的に実施する。
- ③ 天井の落下防止対策
  - ・ 平成17年8月19日付け国住指第1337号国土交通省住宅局建築指導課長通知「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について」及び平成17年8月26日付け国住指第1427号国土交通省住宅局建築指導課長技術的助言により、市内に存する大規模空間を持つ建築物について、天井の崩落対策を計画的に実施する。
  - ・ 市は、建築物の所有者等に対して、大規模空間を持つ建築物の天井の状況を調査し、その結果を報告するよう指導するとともに、必要に応じ、所有者等に対し適切な落下防止対策を講じるよう指導する。

#### ④ エレベーター閉じこめ防止対策

- ・ 建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等を捉え、現行基準に適合しないエレベーターについては、地震時のリスク等を建築物所有者等に周知し、耐震安全性の確保を促進する。
- ・ 市は、既設エレベーターの改修等に関する問い合わせ等に適切に対応するよう相談体制を整備する。

### 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

- 建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として「福島県地域防災計画」震災対策編で指定された、緊急輸送路（第1次、第2次、第3次確保路線）のうち、市内に存する部分を指定し、その沿道の特定建築物（法第6条第三号に規定する建築物）の耐震化を図る。

### 6 重点的に耐震化すべき区域の設定

- 重点的に耐震化すべき区域として、「いわき市地域防災計画」の震災対策編の緊急輸送路（第1次確保路線）沿いの区域を設定する。

## 第4 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震ハザードマップの作成・公表

- 建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）の作成、公表について検討する。

### 2 相談体制の整備

- 建築相談窓口を設置し、耐震化、家具の転倒防止、各種補助事業に関することなどについて、住民からの建築相談に応じられるよう体制整備に努めるものとする。
- 耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては、消費生活センター及び県の建設工事紛争処理担当グループと連携して相談を行う。

### 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等

- 日本建築防災協会発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットなどを市民に配布し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。
- 今後は、住宅及び特定建築物の耐震改修を促進するためのパンフレット等により、住宅月間、建築物防災週間、違反建築物防止週間等の機会に、普及啓発を図る。
- 耐震改修に必要な情報（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）を提供するため、市のホームページ情報の充実を図る。
- 市及び関係団体の広報誌等においても、耐震診断及び耐震改修の促進に関する記事が掲載されるよう、積極的に情報提供を行う。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- 住宅リフォーム窓口、バリアフリー改修窓口との連携を図り、改修の際、耐震改修工事もあわせて行うよう周知を図る。

### 5 町内会等との連携

- 地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及・啓発を行うことが効果的であり、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが重要である。
- 市内にある、町内会単位ごとの自主防災組織について、その組織率の向上を図るとともに、地域の活動と連携しながら耐震化の推進に努める。

## 第5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

### 1 耐震改修促進法による指導等の実施

#### (1) 耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

- 法第6条に定める特定建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断又は耐震改修に努めなければならない。
- 法第7条の規定に基づき、特定建築物の所有者等に対して指導及び助言、指示、公表を行う。

表4 法に基づく耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定建築物 (階数3以上かつ1,000㎡以上等) (法第6条、法第7条第1項) (表5参照)		特定建築物 (階数3以上かつ2,000㎡以上等) (法第7条第2項) (表6参照)	指示を受けた所有者等が、 正当な理由がなく、その 指示に従わなかった特定 建築物

#### (2) 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

- 指導及び助言は、建築物の耐震化の必要性を説明し耐震診断等の実施を促すほか、建築物定期調査報告制度等を活用して啓発文書を送付し、その実施に関して相談に応じる方法で行う。
- 指示は、指導及び助言にて耐震診断又は耐震改修を実施しない場合において、実施を促したにもかかわらず協力が得られない場合に、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行う。なお、指示は、指導及び助言を経なくてもできるものとする。
- 公表は、正当な理由がなく、耐震診断又は耐震改修の指示に従わないときに行う。なお、特定建築物の所有者が指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断又は耐震改修の実実施計画を策定し、計画的な改修等が確実に行われる見込みがある場合には、状況を勘案して判断するものとする。

## 第6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修に関する事項

### 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の実施

- 既存建築物の違反解消を図り、建築物の安全・安心性を確保するため、平19年度に県、特定行政庁、指定確認検査機関及び建築関係団体からなる「福島県建築物安全安心推進協議会」が設置され、平成19年度から平成24年度までを実施期間とする「福島県建築物安全安心推進計画」により、違反の解消等について計画的な取り組みを行っている。
- 今後は、建築物の耐震改修の促進も考慮しながら、引き続き協議会を通じた関係団体との連携による取り組みを行う。

### 2 その他

- 本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを実施する。
- 耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定める。

表5 特定建築物一覧表

法	政 令 第2条 第2項	用 途	法第6条の所有者の努力 義務及び法第7条第1項 の指導・助言対象建築物	法第7条第2項 の指示対象建築物	
法第6条 第一号	第一号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	
	第二号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校、養護学校	階数2以上かつ1000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉 ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1000㎡以上	2,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの			
	第三号	学 校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する運動施設		階数3以上かつ1000㎡以上	2,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場		階数3以上かつ1000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む 店舗		階数3以上かつ1000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館		階数3以上かつ1000㎡以上	
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
		事務所		階数3以上かつ1000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するも				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1000㎡以上		
工場（危険物の貯蔵場等を除く）					
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発 着場 を構成する建築物で旅客の乗降又は待 合いの用 に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設		階数3以上かつ1000㎡以上	2,000㎡以上		
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		階数1以上かつ1000㎡以上	2,000㎡以上		
第四号	体育館（一般公共の用に供されるもの）				
法第6条第二号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定 建築物	政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
法第6条第三号		地震によって倒壊した場合においてその敷 地に接 する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困 難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改 修促進計画に記載 された道路に接する建築物	全ての建築物		

表6 法7条第2項の特定建築物等の耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法	用途		指示する建築物	公表する建築物(指示したものに限る)	建築基準法に基づき勧告・命令する建築物(公表したものに限る)		
法第7条第2項の特定建築物	① 災害時の拠点となる建築物	ア 災害応急対策全般の企画、立案、調整等を行う施設	診断	法第7条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	-	
		イ 住民の避難所等として使用される施設					小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、聾学校、養護学校
							体育館
							幼稚園、保育所
		ウ 救急医療等を行う施設					病院、診療所
		エ 災害時要援護者を保護、入所している施設					老人ホーム、老人短期入所施設、自動厚生施設、身体障害者福祉ホーム等
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの					
	② 不特定多数の者が利用する建築物	-	診断	法第7条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	-	
							百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店
							ホテル、旅館
							集会場、公会堂
							劇場、観覧場、映画館、演芸場
							博物館、美術館、図書館
			改修	展示場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等							
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等							
遊技場							
ボーリング場、スケート場、水泳場等							
公衆浴場							
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設							
③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建	-						
④ 緊急輸送路等沿いの既存建築物(全ての用途)	-						

表7 防災上重要建築物一覧

構造体を中心とする 耐震安全性の分類		I 類	II 類	摘要
目的別に安全性 を確保する分類		特に構造体の耐震性能 の向上を図るべき施設	構造体の耐震性能の 向上を図るべき施設	
防災拠点施設	連絡通信・活動指令 等、防災拠点として 諸機能の確保を必要 とする施設	災害対策本部を設置する官公庁 ア 県庁舎 イ 県合同庁舎 ウ 市町村役場 エ 警察署 オ 消防署 カ 保健所 キ その他これに類する重要 施設	災害対策本部の指揮・命令に より活動する官公庁又は特定 業務を行う施設 ア 県の出先庁舎 (県合同庁舎を除く。) イ 市町村の分庁舎 ウ その他これに類する施設	※非木造建築物を対 象とする。 ※床面積、階数要件 なし。
避難施設	被災住宅の避難場所 としての期待を担う 特定施設	市町村地域防災計画に位置 づけられている施設 ア 県立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立体育館	副次的に避難施設としての役割 を担う施設 ア 県立及び私立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立の社会福祉施設等 オ その他これに類する施設	※非木造建築物を対 象とする。 ※当該用途に供する 面積が300㎡未満 の施設は除く。た だし、階数要件な し。
緊急医療施設	急緊急時の医療 活動施設	緊急時等に医療活動の責務を 有する施設 ア 市立病院	緊急時等に医療活動の責務を 有する施設 ア 民間病院 イ 診療所 ウ その他これに類する施設	※非木造建築物を対 象とする。 ※床面積、階数要件 なし。

※「既存建築物総合防災対策推進計画要綱（福島県）」による耐震化の対象施設

表8 各ランクの建築物の耐震性能

耐震性能 ランク	建築物の構造耐震 指標値 (Is)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能)
A	$Is \geq Iso$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
B	$Iso > Is \geq 0.6$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い が、施設機能が確保できないおそれがある。
C	$0.6 > Is \geq 0.3$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
D	$0.3 > Is$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

# 資料編

## 1 関係法令及び条例

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

## 2 緊急輸送路線の指定（「福島県地域防災計画」震災対策編）

## 1 関係法令及び条例

### (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第 3 条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第 10 条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第 3 条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
  - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）第 4 条第 2 項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特定建築物の所有者の努力）

第 6 条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第 8 条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であつて、その敷地が前条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第四号に規定する延べ面積をいう。）が1万㎡を超える建築物

- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第 51 条（同法第 87 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第 2 条 法第 6 条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第 6 条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数が 2 で、かつ、床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>のもの
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が 2 で、かつ、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>のもの
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が 3 で、かつ、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>のもの
- 四 体育館 床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>のもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第 3 条 法第 6 条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス

- 七 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第 6 条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 10 t
    - ロ 爆薬 5 t
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個
    - ニ 銃用雷管 500 万個
    - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
    - ヘ 導爆線又は導火線 500km
    - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 t
    - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
  - 二 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
  - 三 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第六号に規定する可燃性固体類 30 t
  - 四 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第八号に規定する可燃性液体類 20 m<sup>3</sup>
  - 五 マッチ 300 マッチトン
  - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 2 万 m<sup>3</sup>
  - 七 圧縮ガス 20 万 m<sup>3</sup>
  - 八 液化ガス 2,000 t
  - 九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 t
  - 十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200 t
- 3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が 1 である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第 4 条 法第 6 条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12m 以下の場合 6 m
- 二 12m 超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第 5 条 法第 7 条第 2 項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場

- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 九 博物館、美術館又は図書館
  - 十 遊技場
  - 十一 公衆浴場
  - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - 十七 幼稚園又は小学校等
  - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十九 法第7条第2項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>のもの
  - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が 750 m<sup>2</sup>のもの
  - 三 小学校等 床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>のもの
  - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>のもの

(報告及び立入検査)

- 第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

- 第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

### 3 緊急輸送路線の指定（「福島県地域防災計画」震災対策編）

#### (1) 第1次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国 道	6号 49号	茨城県境～宮城県境 国道6号～新潟県境
高速自動車道	常磐自動車道 磐越自動車道	茨城県境～常磐富岡IC いわきJCT～新潟県境
主要地方道	小名浜平線	全線
臨 港 道 路	小名浜臨港道路	臨港道路5・6号ふ頭内線～臨港道路1号 渚地区～国道6号

#### (2) 第2次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国 道	289号 399号	国道6号～勿来IC 国道6号～小川支所
主要地方道	いわき上三坂小野線 日立いわき線 いわき浪江線 小名浜小野線 いわき石川線 常磐勿来線	常磐勿来線～いわき石川線 国道289号～常磐勿来線 国道6号～四倉IC 国道6号～小名浜四倉線 全線 国道289号～日立いわき線全線
一 般 県 道	小名浜港線	小名浜平線～小名浜港湾事務所
市 道	上下湯長谷線 南君ヶ塚寺廻線 榎町九反田線 隼人大原線 三倉尼子線 南町東荒田線 内郷平線 五反田1号線 田町三崎線 小太郎町尼子線 長尾仲山線 十五町目若葉台線	湯本高校を結ぶ 磐城中央病院を結ぶ 市営小名浜球場を結ぶ いわきガスを結ぶ いわき地方振興局を結ぶ 国道6号～常磐勿来線 国道49号～福島労災病院 湯本高校を結ぶ NTTいわき支店を結ぶ 松村総合病院を結ぶ 市営平球場を結ぶ 国道6号～国道6号バイパス
臨 港 道 路	小名浜臨港道路	幹線臨港道路2号線 (小名浜四倉線～小名浜港湾建設事務所)

## (3) 第3次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
主 要 地 方 道	日立いわき線 常磐勿来線 勿来浅川線 小野四倉線	国道289号～勿来第一小学校 関船体育館を結ぶ 錦小学校を結ぶ 四倉支所を結ぶ
一 般 県 道	甲塚古墳線	東北電力いわき営業所を結ぶ
市 道	川部錦線 東田町佐糠線 植田東部21号線 久保町六間門線 新町戸田線 川原田八反田線 搔槌小路北目線 南富岡元分線 町通中郡線 白水高野線 前沼中町境線 搔槌小路揚土線 胡麻沢桜町線 道匠小路1号 久世原迎田線 北白土14号線 花畑船引場線 栄田1号線 杉平搔槌小路線	クレハ病院を結ぶ 植田小学校を結ぶ 植田小学校を結ぶ 磐城高校を結ぶ 四倉支所を結ぶ 高坂小学校を結ぶ 磐城桜ヶ丘高校を結ぶ 小名浜第二中学校を結ぶ 勿来第一小学校を結ぶ 高坂小学校を結ぶ 小名浜体育センターを結ぶ 平第一小学校を結ぶ 磐城桜ヶ丘高校を結ぶ 磐城高校を結ぶ 御厩小学校を結ぶ 平第三小学校を結ぶ 横町公園を結ぶ 関船体育館を結ぶ 磐城高校を結ぶ